

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ステークホルダーから信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のために、コーポレート・ガバナンスの強化を進め、その実行性の向上をめざして内部統制を充実させてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】(政策保有株式)

当社グループは、政策保有株式を段階的に縮減し、当社の企業価値の向上に資すると認められる株式は必要最小限保有する方針としております。

保有の可否判断において、個別に保有意義の確認をし、意義のある株式については、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかなどを定期的に取締役会で検証し、多面的総合的に評価をし、適切でない株式については縮減します。なお、2019年度においては、当社保有の政策保有株式のうち5銘柄の全数売却を実施しました。

政策保有株式の議決権行使については、当社の企業価値の向上に資することを前提に、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値に資するものであるかを総合的に判断し、適切に議決権を行使します。具体的には次の基準を設け、個別に賛否を判断します。主な基準は以下のとおりです。

- ・剰余金処分案に関する議案において、財務の健全性や内部留保とのバランスを著しく欠いていないか
- ・取締役・監査役選任に関する議案において、業績が一定期間に亘り悪化していないか、株主価値が大きく毀損されていないか、不祥事等生じていないか

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社は、取締役が会社法に定める競業取引や利益相反取引を行う場合は、「取締役会規則」に基づいて取締役会で承認し、その結果について取締役会に報告することとしております。

また、主要株主等との取引については、その規模及び重要性に応じて「取締役会規則」や「稟議規程」に基づき、必要な決裁を経て実施しています。

これにより、関連当事者との取引に係る条件等が適正であるかを監視し、当社および株主共同の利益を害することを防止しています。

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、財務担当役員や人事担当役員や労働組合等からなる年金資産運用委員会を設置しており、リスクを抑えた運用とする年金資産の基本方針の下、複数の専門的知識を有する金融機関の意見・報告を聴取し、適宜資産配分を見直す等運用資産の運用管理を行っております。当社は年金資産の運用を大手の金融機関に分散して委託しており、全てが日本版スチュワードシップ・コードを受け入れております。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

(i)経営理念と経営戦略

1)経営理念

当社グループは、持続的な成長を確実なものとするため、進むべき指針として、2017年度に4カ年の第五期中期経営計画および企業理念「Joy for Life 生きるをおいしく、うれしくしたい。」を策定し、私たちの目指すべき未来(Vision)、使命(Mission)、価値(Value)を明文化しています。2019年2月には「Joyfor Life」をコーポレートビジョンに掲げ、私たちの独自の技術とサービスで、お客様の「Joy」の創造を目指した日々の企業活動に取り組んでおります。

2004年の事業会社統合から16年を経て、「あぶら」の専門家集団として、あぶらが持つ様々な価値(調理価値、健康価値、調味価値等)を徹底的に追求し、「あぶら」の可能性を拡げていくことで、お客様や社会課題の解決に資する事業を拡大させ、「おいしさデザイン企業」として長期的・持続的な成長を目指しております。また、労働人口の減少による人手不足の解決、高齢者への栄養補給、調理時間短縮等といったお客様や社会課題の解決に貢献することで、企業の社会的使命を果たし、すべてのステークホルダーの幸せの実現を目指してまいります。

2)経営戦略

当社グループは、2017年度を初年度とする4カ年の第五期中期経営計画に基づき企業価値向上を図っており、そのために必要な経営資源の配分を進めております。

(成長戦略)

油脂および育成領域での高付加価値品拡大

・家庭用:主力品オリーブオイルの用途拡大提案、新製品から揚げの日の油・フレーバーオイル等の浸透

・業務用:「長調得徳」、様々な調味・調理機能を有する「J-OILPRO」シリーズの提案強化

BtoB市場でのソリューション事業(法人向け営業)強化

・中食・外食・加工用途向け展開強化による採用数向上

・当社の持つ様々な素材(油脂・スターチ・マーガリン等)に、製菓製パン素材のミックス粉も加え、おいしさデザインの実現に向けた提案

アジアでの海外展開加速

・マレーシアの油脂加工品会社Premium Fats Sdn Bhd及びPremium Vegetable Oils Sdn Bhdへ資本参加を行い、製菓製パン素材市場を中

心にアジアにおける事業展開を加速し、提携先とのシナジー効果創出を図る

汎用油脂製品の収益力強化

・油脂製品価格重視の販売戦略実施による採算性向上

(構造改革)

バリューチェーン全体の効率化・高度化

・SKU削減によるコストダウン推進

・新物流システム構築・運用開始

生産拠点最適化

・日清オイリオグループとの業務提携(搾油工程の受委託、油糧・原料の共同配船、原油・油粕の工場間等価交換、災害時の協力体制構築)の4項目。本提携により、製油産業の発展および食品の安定供給を通じた社会貢献を通じ、両社の企業価値向上を目指す)

選択と集中、および効率化

・配合飼料事業の再構築、坂出事業所の事業譲渡

・生産子会社の統合、販売子会社の統合着手

(経営基盤強化)

コーポレートガバナンス強化

・独立社外取締役増員(1名→3名)によるガバナンス強化

・取締役会における中期経営計画関連審議の強化

人財育成

・社員の自律的成長促進(新人事制度・キャリア開発プログラム導入、教育・研修体制拡充等)

・働き方改革(フレキシブルワークの実践、在宅勤務導入等)

・人財の多様化(通年採用強化、女性活躍推進、シニア再雇用制度改定等)

ESG経営の推進

・社会課題(環境、健康、省力化、資源問題等)解決に向けた目標設定

(企業ビジョン体系策定・浸透、組織風土改革)

企業理念の制定・浸透

・浸透活動と次期中期経営計画以降に向けた更なる浸透

組織風土改革

・従業員意識調査を踏まえ、社員一人ひとりが主体的に変化を実感し、主体性を発揮する会社へ

(財務戦略)

ROEならびにROAを重視

・資本効率性と格付を考慮した財務健全性の最適バランスを取りながら、企業価値向上を追求する

キャッシュフロー創出力の強化

継続的な資本コスト経営の推進

・資金使途として、事業基盤の整備に向けた設備投資に加え、非連続な成長をもたらす新事業に向けた投資資金も確保。

株主還元は配当性向30%以上を維持

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

現代は企業の社会的責任が問われる時代であり、成熟化した21世紀型の社会の企業に対する期待は、経済的価値の提供のみならず、社会的価値や環境的価値の提供まで広がってきております。

当社は、経済、環境、社会等の幅広い分野においてその責任を果たし、そのことにより当社自身の持続的な発展を実現していくことを、業務運営の基本としております。この方針のもと、当社は、株主をはじめとするステークホルダーの負託に応えるため、経営の監視・監督体制および内部統制システムの整備により、経営の適法性・効率性の強化を図ることを重要な課題と捉えております。さらに、社会からの信頼をより高めるべくESG経営の推進に努め、コンプライアンス体制の整備、リスク管理体制の強化等を図ってまいります。

(iii)取締役・経営陣幹部の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社の役員報酬制度は、取締役・執行役員(以下「役員」とする)の業績・企業価値向上に対する責任を明確にし、業績・企業価値の向上に対する意欲や士気向上を図ることを目的とし、固定報酬と業績連動報酬により構成されており、業績連動報酬は賞与と株式報酬であります。固定報酬と業績連動報酬の構成比は、役位が高くなるほど業績連動報酬の配分を大きく設定し、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求めるものであり、取締役兼常務執行役員より上位において、業績連動報酬の支給割合は、4割～5割弱であります。業績連動報酬の算定は、全社業績評価及び個人業績評価で構成され、役位や役割に応じた業績評価構成比率を持って支給額算定を行っております。なお、社外取締役及び監査役は固定報酬のみの支給であります。報酬水準については、客観的指標に基づく売上高及び営業利益における同規模企業群の概ね50パーセント相当をベンチマークと踏まえ、外部の調査会社データを用いて分析・比較した上で決定いたします。

その他詳細は、本報告書の「第10章 1. [取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(イ) (ロ)取締役候補の指名につきましては、企業理念や経営戦略の実現による企業価値向上を推進する力を有する事を要件とし、候補者については、実務遂行状況や取締役会等での評価、役員研修や社内幹部候補研修を通じての選抜・成長支援を行い、社内外の各分野より選定しております。指名諮問委員会は、取締役社長から候補者育成について報告を受けており、取締役候補者について審議の上、助言・提言を取締役会に行います。取締役会は、これらの助言・提言を助案の上、取締役候補の指名を決議しております。

また、執行役員の選任につきましては、取締役候補の指名と同様の手続きを経た上で、取締役会で決議いたします。

監査役候補の指名につきましては、企業の健全で持続的な成長と良質な企業統治体制の確保を基本方針として、監査役会が実務経験や会計や法律等の専門的知識と経験を持つ候補者を社内外から推薦し、取締役会は、推薦された候補者の経歴等を助案の上、監査役候補の指名を決議しております。

執行役員に解任すべき事由が生じた場合は、取締役会で審議・決議し、取締役・監査役に解任すべき事由が生じた場合は、それぞれ取締役会・監査役会で審議し、会社法に則った手続きを実施いたします。なお、執行役員と取締役の解任に関しては、事由に応じて指名諮問委員会での審議を経ることとしております。

取締役・監査役候補の指名の説明につきましては、各年度の定時株主総会における役員選任議案の箇所にて記載しております。

【補充原則4-1-1】(取締役会から経営陣への委任の範囲の概要)

取締役会は、当社グループの中長期経営計画に基づき重要な業務執行ならびに法定事項につき決定するとともに、取締役の職務執行監督および適切な内部統制システムを構築する責務等を担います。

また、取締役会は、法令・定款に定めるものの他、取締役会規則において取締役会にて決議する事項を定めています。それ以外の業務執行の決定については、代表取締役社長および担当執行役員に委任しております。その内容は稟議規程ならびに業務分課分掌規程等の社内規程にて定めています。

【補充原則4 - 3 - 2】(CEOの選任)

取締役会は、CEOの選任について、独立社外取締役を委員長とした任意の指名諮問委員会に、後継者計画も含めて諮問することにより、十分な時間と資源をかけて客観性・適時性・透明性ある手続を確保します。

【補充原則4 - 3 - 3】(CEOの解任)

取締役会は、CEOの解任について、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合には、独立社外取締役を委員長とした任意の指名諮問委員会に諮問することにより、客観性・適時性・透明性ある手続を確保します。

【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社では、2019年に社外役員の独立性に関する判断基準を策定しており、具体的な内容は、本報告書の「2.1.[独立役員関係] その他独立役員に関する事項」に記載の通りであります。

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

取締役会は業務執行の監督と重要な意思決定をするために多様な知識、多様な経験、多様な高度な能力を持ったメンバーで構成されることが必要であると考えており、知識・経験・能力のバランス、多様性、適正人数を議論した上で取締役を選任しております。

取締役は、専門性を有する社外取締役5名(うち3名は独立社外取締役)を含め、9名で構成されています。また、監査役4名は常勤監査役1名と、会計に関する高い専門性を有する社外監査役2名、法律に関する高い専門性を有する監査役1名で構成されています。

また、2019年の定時株主総会において女性の独立社外取締役1名を選任するなど多様性の確保に努めております。

これらのメンバーがそれぞれの知識・経験・能力を活かして、多面的な意思決定と業務執行の監督を行っています。

【補充原則4 - 11 - 2】(取締役および監査役の兼任状況)

取締役・監査役は、当社の事業等を十分に理解し、役割・責務を適切に果たすために十分な時間や労力を確保しております。

当社の社外監査役は取締役会や監査役会に出席し、社外取締役は取締役会に出席しております。なお、取締役・監査役の他会社との兼任状況を事業報告及び株主総会参考書類において開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会の実効性に関する分析・評価の概要)

当社は、コーポレートガバナンスを有効に機能させるために、取締役会がどのように貢献しているかを検証し、課題を抽出し、改善を図る目的で、毎年度、取締役会自身が取締役会全体の実効性について分析・評価を行っています。

1)実施内容

取締役および監査役全員を対象にした13項目(取締役会の役割・機能、取締役会の運営、取締役会の規模・構成、社外取締役との関係、全社最適、リスクマネジメント、株主・投資家との関係)に関する記名式アンケートを実施するとともに、これらの結果について取締役会での議論を行いました。

2)評価の結果と今後の取組み

当社の取締役会の実効性については、概ね一定の水準ではありましたが、今年度における主な課題として以下の3点が認識され、今後更なる実効性向上に向けた対応については、PDCAを回しながら行っていくことを確認致しました。

中長期経営計画についての取締役会の関与の在り方

- ・年間議案設定：あるべき姿の設計と、全体戦略策定および個別事業・経営基盤戦略策定につきマイルストーンを設定する
- ・議論の進め方：競合状況・あるべき姿・ビジョン・ミッション等とのつながりを考慮する
- ・社外取締役への情報提供機能強化：各事業所・拠点見学見学会(COVID-19の影響収束後再開)、オンサイト取締役会実施、社外取締役と執行側の意見交換機会を設定する
- ・各種関連会議・委員会へのアクセス促進：事前説明、経営会議、意見交換会、各種委員会等へのオブザーバー参加および資料共有化を各種ツールにて促進する

経営人材育成のあり方

- ・指名諮問委員会・報酬諮問委員会：取締役会の年間審議内容・スケジュールの明確化
- ・次世代人材育成状況の詳細報告および候補人材の取締役会でのプレゼンテーションの機会設定
- ・コア人材育成：現行取組みと人事PJでのタレントマネジメント検討とつなげ、異動・教育を行う

内部統制の改善(リスクマネジメント)

- ・内部統制システムの整備：リスクマネジメントとコンプライアンスに関する各委員会(会議)の役割の整理と明確化。3線ディフェンスを機能させるための各部門の役割の認識と意識の醸成
- ・取締役会への情報伝達：不測の事態や問題発生時の適時・適切な情報伝達プロセスの確立。レポーティングラインを機能させるための仕組み作り。取締役会への定期報告の充実
- ・取締役会での議論：議論すべき内部統制(経営リスク等)のアジェンダ設定、議論に必要な情報を網羅した報告資料の策定

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

従来より、取締役および執行役員を対象とし、年数回その年の主要テーマや内部統制、経営戦略(役員目標)に関する研修会を実施しています。また、役員および経営幹部候補者を対象とした研修(トップマネジメント研修・新任取締役研修・経営幹部候補者研修等)も実施し、更なる充実に努めております。

社外取締役および社外監査役には、当社グループについての理解を深めていただくため、就任時および必要に応じて、各部門から事業・業務内容等を説明すると共に、主要事業所を視察する機会を設けておりますが、情報提供の更なる充実に検討します。

なお、監査役は、その責務を果たすため、必要となる法令・ガバナンス・経営環境等に関する外部専門家による研修・セミナーを自主的に受講しています。会社は、それに対して必要かつ適切なサポートを行っています。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、「株主と建設的な対話」を合理的な範囲で前向きに対応するために、以下の体制の整備および取組みを実施しています。

(i) 株主との建設的な対話の促進は、コーポレートコミュニケーション部担当役員を中心に、取締役社長および財務部担当役員と連携して進めております。

- (ii) 対話にあたっては、財務部、経営企画部、コーポレートコミュニケーション部、総務・ガバナンス推進部が日常的に連携し、事業部門も含め関係部署からの情報収集と経営陣への共有を図っております。
- (iii) 証券アナリストや機関投資家に対しては、5月と11月に決算説明会を実施し、決算内容、業績予測、中期経営計画の進捗状況について説明しております。加えて、スモールミーティングを開催し、市場からの当社に対する理解促進を図っています。説明会の資料や質疑応答はホームページ上で適宜開示しています。個人投資家説明会へも参画しています。
- (iv) 対話を通して把握した株主や投資家からの意見などは、取締役社長、担当取締役、担当執行役員で共有し、必要に応じて取締役会で報告を行うなど、今後の経営に活かすように努めております。
- (v) 株主、資本市場との対話に際してのインサイダー情報の管理については、「インサイダー取引防止規程」を定めて周知を図るとともに、非公開情報の取り扱いについては「ディスクロージャーポリシー」を定めて、フェア・ディスクロージャー・ルール等に則った運用に努めております。

【原則5 - 2】(経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は、第五期中期経営計画において連結売上高・連結営業利益・連結営業利益率・ROEにつき目標を開示しており、第五期中期経営計画の進捗状況を確認し事業構造や経営資源の適切な配分の見直しを行っております。

また、資本コストについては、投資採算性基準としてIRR6.0%以上と定め、根拠となるWACCを定期的に検証しております。投資においては、個別案件ごとのリスクプレミアムを考慮すると共に、当該投資が全社・事業戦略に合致しているかを検証し、設備投資、研究開発等への適切な経営資源の配分を考慮しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
味の素株式会社	4,526,990	27.15
三井物産株式会社	2,087,711	12.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	729,500	4.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	531,900	3.19
東京海上日動火災保険株式会社	414,381	2.49
J-オイルミルズ取引先持株会	354,618	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	314,600	1.89
株式会社みずほ銀行	271,355	1.63
農林中央金庫	270,130	1.62
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	258,000	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2020年3月末日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、味の素株式会社との間で、業務提携に関する基本契約を締結し、同社のブランド使用・同社の一部販売ルートの利用・同社からの出向者受け入れ等の食用油脂事業に関する提携関係を築いております。

味の素株式会社は、当社議決権の27.27%を保有する大株主であります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
倉島 薫	他の会社の出身者					○		○				
遠藤 陽一郎	他の会社の出身者					○		○				
新宅 祐太郎	他の会社の出身者											
石田 友豪	他の会社の出身者											
小出 寛子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
倉島 薫		当社の主要株主かつ主要取引先である味の素株式会社の専務執行役員であります。当社は同社との間で年間47,264百万円の製品販売および年間8,520百万円の原材料仕入(2020年3月期実績)があります。	倉島薫氏は、味の素株式会社において、海外も含めた食品事業に携わり、広く食品事業および会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しております。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役として選任したものであります。

遠藤 陽一郎		当社の主要株主かつ主要取引先である三井物産株式会社の業務執行者として勤務しております。 当社は同社との間で年間12,398百万円の製品販売および年間24,683百万円の原材料仕入(2020年3月期実績)があります。	遠藤陽一郎氏は、三井物産株式会社において、海外および食品等の事業に携わり、広く食品事業および海外事業に関わる豊富な経験と見識を有しております。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役として選任したものであります。
新宅 祐太郎	○	-	新宅祐太郎氏は、テルモ株式会社の代表取締役社長として長く会社経営を担い、会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しております。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役および独立役員として選任したものであります。
石田 友豪	○	-	石田友豪氏は、証券会社・資産運用会社において国内外の金融に携わると共に会社経営を担い、資本市場および会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しております。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役および独立役員として選任したものであります。
小出 寛子	○	-	小出寛子氏は、多様なグローバル企業においてマーケティングに携わると共に会社経営を担い、グローバル事業、マーケティングおよび会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しております。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役および独立役員として選任したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	1	3	0	1	社外取締役

補足説明 更新

指名諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役および執行役員の選解任案等を審議し、取締役会に答申します。その構成は、社外取締役3名および社内取締役1名から成り、委員長は社外取締役であります。

報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役および執行役員の報酬案を審議し、取締役会に答申します。その構成は、社外取締役3名、社内取締役1名および監査役1名から成り、委員長は社外取締役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

- ・内部監査部門と常勤監査役は、原則月1回の会合を持ち、意見交換を行っております。内部監査部門は、監査役に監査実施状況を報告するとともに、監査役が監査を実施する際に要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。
- ・監査役と会計監査人は、四半期監査レビュー報告3回、年度決算監査報告2回(会社法および金融商品取引法)の他、監査計画及び監査上の

課題等について適宜意見交換を行い、計14回の会合を持っております。さらに、内部監査部門を含めた三様監査ミーティングを四半期毎に開催し、情報共有と意見交換を行っております。

- ・会計監査人と内部監査部門は、定期的に会合を持ち、意見交換を行う他、内部監査部門は、会計監査人が監査を実施する際に要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。
- ・内部監査部門、監査役および会計監査人は、内部統制機能を所轄する総務・ガバナンス推進部および財務部と、適宜コンプライアンスおよびリスク管理等につき意見交換を行う他、当該各部門は、内部監査部門、監査役および会計監査人が監査を実施する際に要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池谷 修一	公認会計士													
武藤 章	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池谷 修一	○	—	池谷修一氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営者の職務執行に対する客観的な監視・監督が期待されるため、社外監査役および独立役員として選任したものであります。
武藤 章	○	—	武藤章氏は、アサヒビール株式会社において、食品関連事業と経理業務に携わり、アサヒグループホールディングス株式会社の常勤監査役を務めるなど、食品関連事業および会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しており、経営者の職務執行に対する客観的な監視・監督が期待されるため、社外監査役および独立役員として選任したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5名
---------------------------	----

その他独立役員に関する事項

2020年の定時株主総会において独立社外取締役3名、独立社外監査役1名、および、2017年の定時株主総会において独立社外監査役1名を選任しており、それぞれの招集通知において選任の理由を開示しております。

当社は、社外取締役・社外監査役の独立性については、以下の各号に該当しない旨を確認のうえで判断いたします。

1. 当社グループの業務執行者または出身者
 - 1「当社グループ」とは、当社およびその連結子会社をいう。
 - 2「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう。
 - 3「出身者」とは、勤務経験のある使用人・従業員をいう。
2. 当社の主要株主またはその業務執行者
 - 4「主要株主」とは、10%以上の議決権を保有する者をいう。
3. 当社が主要株主である企業等の業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - 5「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループへの売上高が2%以上ある取引先をいう。
5. 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
 - 6「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループの連結売上高が2%以上ある取引先をいう。
6. 当社グループの主要な借入先またはその業務執行者
 - 7「当社グループの主要な借入先」とは、当社の事業年度末の借入金残高が連結総資産の2%以上ある借入先(金融機関)をいう。
7. 当社の会計監査人またはそこに所属する者
8. 当社から役員報酬以外に年間1千万円以上の金銭・その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
9. 当社グループから年間1千万円以上の寄付を受けている者またはその業務執行者
10. 社外役員の相互就任関係先の業務執行者
11. 過去に上記「1.」に該当していた者および過去3年間に上記「2.」から「10.」のいずれかに該当していた者
12. 上記「1.」から「11.」のいずれかに該当する者の配偶者または2親等以内の親族
13. 前各号の他、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事由がある。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の報酬に関して導入しております。

- ・事業年度ごとの連結業績等に基づく短期インセンティブ(賞与)
- ・4ヶ年にわたる中長期的な業績および当社株価に連動する長期インセンティブ(株式報酬)

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2020年3月期における取締役の報酬等の総額は、取締役9名に対し、260百万円であります。

- (注) 1. 2019年6月26日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)の固定報酬および株式報酬が含まれております。
2. 社外取締役を除く5名に対する株式報酬38百万円が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額(固定報酬および賞与)は、年額3億3千万円(うち社外取締役は年額5千万円)であります。
(2019年6月26日開催の第17回定時株主総会決議)
なお、取締役の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第18回定時株主総会決議にて、年額4億5千万円(うち社外取締役は年額5千万円)に改定しております。
4. 社外取締役2名は無報酬のため含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の構成

当社の役員報酬制度は、取締役・執行役員（以下「役員」とする）の業績・企業価値向上に対する責任を明確にし、業績・企業価値の向上に対する意欲や士気向上を図ることを目的とし、固定報酬と業績連動報酬により構成されており、業績連動報酬は賞与と株式報酬であります。固定報酬と業績連動報酬の構成比は、役位が高くなるほど業績連動報酬の配分を大きく設定し、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求めるものとしており、取締役兼常務執行役員より上位において、業績連動報酬の支給割合は、4割～5割弱であります。業績連動報酬の算定は、全社業績評価及び個人業績評価で構成され、役位や役割に応じた業績評価構成比率を持って支給額算定を行っております。なお、社外取締役及び監査役は固定報酬のみの支給であります。報酬水準については、客観的指標に基づく売上高及び営業利益における同規模企業群の概ね50パーセントイル相当をベンチマークと踏まえ、外部の調査会社データを用いて分析・比較した上で決定いたします。

「固定報酬(月例報酬)」

役員毎の役割や職責に応じた「期待」への対価として、役位毎に月例固定額を設定し、毎月支給します。

「賞与(短期インセンティブ)」

単年度の業績達成への対価として、全社業績及び個人業績の目標達成度によって決定し支給します。全社業績評価に用いる基礎指標は、業績・企業価値向上に対する貢献を図る上で、特に業績を重要な決定基準と見ることから連結営業利益としております。

賞与の算定方法＝ $a \times b \times c$ （0％～200％± α の幅で変動）

a 営業利益60億円を基準とした役位別支給額

b 基準業績に対する全社業績目標達成率（0％～200％で変動）

c 個人目標達成率

「株式報酬(長期インセンティブ)」

中長期の全社業績目標達成への対価として、株主との価値共有を図るため、業績評価期間中に在任した役員を対象に、予め定めた業績評価期間終了後に当社株式を給付します。全社業績目標評価に用いる基礎指標は、業績・企業価値向上に対する貢献を図る上で、企業価値評価は株価に現れるとの考えから特にROEに重きを置き、連結営業利益、連結売上高を加えた構成としております。

株式報酬の算定方法＝ $a \times b \times c$ （0％～195％の幅で変動）

a 役位別付与基準ポイント

b 各指標の中期経営計画目標への最終年度達成率（0％～150％で変動）

c 各指標の中期経営計画期間の累計達成度（係数0～1.3で変動）

報酬の決定

役員報酬の額又は算定方法等は「役員報酬規程」として取締役会が定めております。役員の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を明確にする為、報酬諮問委員会による報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、取締役会にて報酬額が決定されます。なお、2020年6月25日開催の第18回定時株主総会にて、取締役の報酬上限額（固定報酬および賞与）を年額4億5千万円（うち社外取締役は年額5千万円）2019年6月26日開催の第17回定時株主総会決議）と決議、2017年6月22日開催の第15回定時株主総会にて、株式給付信託方式による対象期間4年の株式報酬枠として7億円（うち取締役は3億9千万円）、監査役の基本報酬上限額を年額9千万円（うち社外監査役は年額6千万円）と決議しております。なお、決議は使用人兼務取締役の使用人給与は含まないとされております。

a. 報酬諮問委員会の役割・活動内容

報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし過半数を社外役員で構成しております。取締役会の諮問機関として、役員報酬制度・評価制度の改定の要否や業績評価結果及び報酬額の妥当性について審議し、取締役会に報告しております。2019年7月～2020年6月に4回開催し、主な審議内容は以下の通りであります。

- ・業績目標評価及び役員賞与支給について
- ・報酬水準の外部データ比較及び是正について
- ・報酬制度の改定について

b. 取締役会の役割・活動内容

取締役会は、役員に対する監督機能として、役員報酬について「役員報酬規程」として定めて制度化しており、報酬制度の運用や制度自体の妥当性について報酬諮問委員会を置き審議しております。報酬諮問委員会より報告を受け、取締役会での審議を経て役員報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・内部監査部門、内部統制を所轄する総務・ガバナンス推進部および財務部は、適宜、重要な意思決定案件、コンプライアンスおよびリスク管理等につき関係する情報を提供すると共に、意見交換を行っております。また、社外取締役および社外監査役から要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。
- ・経営企画部は、社外取締役に対して、取締役会資料を事前配布すると共に、必要に応じて事前説明を行っております。
- ・専任の監査役室スタッフは、非常勤監査役の職務全般を補助しております。
- ・常勤監査役と独立社外取締役は、必要に応じて情報交換会を開催し、課題の共有化と意見交換を実施しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0 名

その他の事項

執行役員以上の役職経験者から選任される顧問制度を導入しておりますが、現在、代表取締役社長等経験者はおりません。顧問の業務内容は、社長、取締役および執行役員の諮問に応じるものであり、その選任は取締役会の決定によります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状のガバナンス体制の概要

- ・取締役会は、常勤の取締役4名、非常勤の社外取締役5名の計9名で構成されており、原則として月1回の定例の取締役会を開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行っております。
- ・また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、常勤の取締役および社長の指名する執行役員が出席する経営会議を原則として月3回開催し、業務執行に関する「J-オイルミルズグループとしての基本的事項および重要事項にかかる意思決定を行っております。
- ・なお、当社は、経営の執行と監督の機能を明確化するため、執行役員制度を採用しております。
- ・当社の監査役監査の組織については、監査役会は常勤の監査役1名、非常勤の監査役1名および非常勤の社外監査役2名の計4名で構成されております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画および監査業務の分担に従い、業務執行の適法性・適正性について監査しております。
- ・その他、「J-オイルミルズ行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」等の規範・規定類を策定するとともに、経営リスク委員会等の組織を設置し、その周知・運用の徹底を図っております。

(2) 監査の状況

- ・当社の監査役監査の状況のうち、組織および人員について、
当社の監査役監査の組織については、監査役会は常勤の監査役1名、非常勤の監査役1名および非常勤の社外監査役2名の計4名で構成されております。当社監査役会は、最低1名は財務及び会計に対し相当程度の知見を有する者を含めるとしております。
監査役会議長は、小松俊一常勤監査役が務めております。小松俊一常勤監査役は、味の素株式会社において、海外も含めた食品事業に携わり、広く食品事業および会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しております。野崎晃監査役は、弁護士であり、他社の社外取締役、社外監査役としての経験から、会社を取り巻く法的な問題について専門家としての知見を有しております。池谷修一社外監査役は、公認会計士・監査法人代表社員として多くの企業の会計監査を経験し、財務及び会計に専門的知識を有しております。武藤章社外監査役は、アサヒビール株式会社において、食品関連事業と経理業務に携わり、アサヒグループホールディングス株式会社の常勤監査役を務めるなど、食品関連事業および会社経営に関わる豊富な経験と見識を有しております。なお、監査役会の活動を補助する者として監査役室を設け、経理・財務や内部監査の経験を有した専任2名、兼務1名のスタッフを配しております。監査役室スタッフの人事異動、業績評価については、監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を維持しております。

監査役会の活動状況について、

監査役会は、月1回の定例会に加え必要に応じ随時開催し、2019年度は23回開催いたしました。1回あたりの平均所要時間は約1時間30分であり、監査役4名はすべての監査役会に出席しております。監査役会では、重点監査項目として、取締役の責務および取締役会の実効性の検証、内部統制システム検証の強化、不祥事予防の観点から社内風土改善の取り組みの検証についての監査を実施し、さらに、中期経営計画の取組みと進捗状況についても聴取してまいりました。また、内部統制システムの整備及び運用状況について、内部統制部門担当役員および部門長から聴取し、その有効性について社会環境の変化、法制度改正への対応状況を監査し、取締役会に報告しております。独立社外取締役とは、連携を図るため連絡会を2回開催し、経営状況、ガバナンスの状況等、情報を共有し意見交換を行いました。

監査役の活動について、

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画および監査業務の分担に従い、業務執行の適法性・適正性について監査しております。監査役4名はすべての取締役会に出席しており、必要に応じて意見表明を行っております。常勤監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を監督するため、取締役会以外にも経営会議等の重要な会議に出席しており、年2回、すべての業務執行取締役および主要部門長である使用人から、業務執行の状況の報告及び説明を受けるとともに、原則月1回、代表取締役との意見交換を行っております。また、稟議書その他の重要な文書を閲覧し、随時、工場、支社支店、子会社等を往査し、現場視察を行っております。非常勤監査役は、常勤監査役と共に代表取締役と年4回、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行い、業務執行取締役または主要部門長である使用人から業務執行の状況を聴取するとともに、専門的な知見から助言、意見表明を行っております。なお、監査役会は期末に監査役監査活動についての実効性評価を行い、結果を次期の監査方針、監査計画に反映させております。

- ・当社の内部監査の状況については、社長直属の監査部を設け、業務監査を中心にチェック、指導する体制をとっており、11名で構成されております。監査部は取締役会で決議された監査計画に従い、執行部門の内部統制全般について監査しており、定期的に経営者に監査実施状況を報告しております。

- ・当社の会計監査の状況については、会計監査業務をEY新日本有限責任監査法人に委嘱し、継続的に会社法監査および金融商品取引法監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名は、指定有限責任社員業務執行社員の曾田将之氏(継続監査年数2年)および指定有限責任社員業務執行社員の天野清彦氏(継続監査年数7年)であり、その監査業務にかかる補助者の構成は、2020年3月末現在で公認会計士7名、会計士試験合格者等6名、その他10名であります。

(3) 監査役の機能強化に関する取組状況

『1. 機関構成・組織運営に係る事項』のうち『監査役関係』の『監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況』および『社外取締役(社外監査役)のサポート体制』の項目をご参照下さい。

(4) 指名諮問委員会・報酬諮問委員会

- ・当社は、指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。
- ・指名諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役および執行役員の選解任案等を審議し、取締役会に答申します。その構成は、社外取締役3名および社内取締役1名から成り、委員長は社外取締役であります。
- ・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役および執行役員の報酬案を審議し、取締役会に答申します。その構成は、社外取締役3名、社内取締役1名および監査役1名から成り、委員長は社外取締役であります。

(5) 責任限定契約

当社は、社外取締役倉島薫氏、遠藤陽一郎氏、新宅祐太郎氏、石田友豪氏、小出寛子氏、ならびに、社外監査役池谷修一氏、武藤章氏、および監査役小松俊一氏、野崎晃氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

- ・社外取締役(5名のうち3名は独立社外取締役)は、取締役会に出席し、内部統制その他の重要案件に対して、各々、会社経営者等としての経験と見識に基づく発言を適宜行っております。
- また、内部監査部門、内部統制機能を所轄する総務・ガバナンス推進部および財務部と、適宜コンプライアンスおよびリスク管理等につき意見交換を行う他、当該各部門は、社外取締役が監督等を実施する際に要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。
- ・独立社外監査役(2名)は、監査役(うち1名は常勤)と共に定例監査役会(原則月1回開催)に加え、適宜開催される臨時監査役会に出席し、業務監査に於いて、密なる連携を図っております。
- また、内部監査部門と常勤監査役は、原則月1回の会合を持ち、意見交換を行っております。内部監査部門は、監査役に監査実施状況を報告するとともに、監査役が監査を実施する際に要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。
- 監査役と会計監査人は、四半期監査レビュー報告3回、年度決算監査報告2回(会社法および金融商品取引法)の他、監査計画及び監査上の課題等について適宜意見交換を行い、計14回の会合を持っております。さらに、内部監査部門を含めた三様監査ミーティングを四半期毎に開催し、情報共有と意見交換を行っております。
- 会計監査人と内部監査部門は、定期的に会合を持ち、意見交換を行う他、内部監査部門は、会計監査人が監査を実施する際に要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。
- 内部監査部門、監査役および会計監査人は、内部統制機能を所轄する総務・ガバナンス推進部および財務部と、適宜コンプライアンスおよびリスク管理等につき意見交換を行う他、当該各部門は、内部監査部門、監査役および会計監査人が監査を実施する際に要請のあるときには、これに協力する体制をとっております。
- ・このように、当社では、5名の社外取締役を含む9名の取締役により構成される取締役会が、重要事項の決定および業務執行状況の監督をし、また、社外監査役2名を含む4名の監査役が、会計監査人および内部監査部門と連携して業務執行の適法性・適正性について監査をすることにより、業務執行の適正性を担保する仕組みが整備されていると考え、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが提供する議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版(要約)を英語版ホームページに掲載しております。
その他	株主総会招集通知は、法定記載事項に加えて、株主のために資すると考えられる情報を積極的に盛り込むなど、記載内容の充実に努めております。 株主総会当日には、映像資料やナレーションを利用して、株主にわかりやすく説明すると共に、質疑に対しては丁寧な返答をするべく努めております。 当日に使用した議長のプレゼンテーション資料を当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	会社法、金融証券取引法、株式会社東京証券取引所の定める規則、その他会社情報の開示に関する法令・規則等を遵守し、これらに従い適時的確に情報を開示すること等を盛り込んだ、株式会社J-オイルミルズ ディスクロージャーポリシーを策定し、当社のウェブサイトに掲載しています。 https://www.j-oil.com/ir/disclosurepolicy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、年度と半期の決算説明会を開催しており、経営トップ(社長)から経営概況、経営方針、決算動向、ESG関連などについて報告、説明しています。2020年度からは第1および第3四半期に電話会議を開催する予定です。なお、決算説明会はプレゼンテーションのスク립トおよび質疑応答内容をウェブサイトで公開しています。また、企業価値向上および資本市場からの理解獲得を目的とし、定期的の証券アナリスト・機関機関投資家とスモールミーティングを開催しています。また、英文の情報開示を推進しており、2020年より海外機関投資家との対話を強化していく考えです。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、統合レポート、株主通信、株主総会説明資料、決算説明会資料、個人投資家説明会資料を自社ウェブサイトに掲載しています。またIR情報には「個人投資家の皆様へ」などのページを設け、分かりやすく会社概要、事業内容、戦略を解説しています。これらに加え、適時開示および任意開示に基づくプレスリリースを積極的に発行し、ウェブサイトに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	戦略的な情報発信の強化、全社横断的な情報開示の意思決定を担う機関として、情報開示委員会を設置し、適時開示および任意開示を推進しています。証券アナリストおよび機関投資家・個人投資家、株主の皆様との対話の窓口として、コーポレートコミュニケーション部にIR機能を有しています。当部門を通じて、証券市場への情報発信、理解促進を図るとともに、経営へのフィードバックを実行しています。また開示情報の重要度に応じて、取締役会および経営会議にて報告しています。	

その他	< 株主に向けた取り組み > 毎年5月、11月に株主通信を発行し、業績動向、ESG動向、トピックスを株主の皆様にお知らせしています。また、株主の皆様へは3000円相当の当社製品を優待として毎年1回お届けしています。 < 統合レポート発行 > 識者の声を元に、統合レポートでESG関連情報の発信力を強化しています。製品を通じた価値構造ストーリー、社長メッセージでの「八方良し」など幅広いステークホルダーお皆様へのお役立ちに対して方針を説明しています。 < IR活動全般 > 社外取締役からの助言、執行体からの支援を通じて、IR活動を継続的に強化しています。
-----	--

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	J-オイルミルズの進むべき指針である企業理念「Joy for Life 生きるをおいしく、うれしくしたい。」に基づき、「J-オイルミルズ行動規範」、およびその遵守を規定した「企業倫理規程」を策定し、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。 【J-オイルミルズ行動規範】 私たちは、常に私たちの「目指すべき未来 ~ Joy for Life ~」を見つめ、「私たちの使命 ~ おいしさデザイン ~」に立ち返り、「私たちの価値 ~ 探求心・挑戦心・想像力・真摯・共生・ラブアブラ」を踏まえ、「J-オイルミルズ行動指針」に基づいて行動します。 この「J-オイルミルズ行動規範」は、以上の企業理念に基づき、社会を構成する企業市民として、全ての法令その他の社会規範を遵守することを目的としたものであり、これにより社会に信頼される企業の実現を目指します。 【人権方針の策定と遵守】 2020年、「J-オイルミルズ人権方針」を策定し、救済・是正、教育・研修を含む人権デューデリジェンスを構築し、実践してまいります。同人権方針は、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいており、「子どもの権利とビジネス原則」「女性差別撤廃原則」も包括するものです。

環境保全活動、CSR活動等の実施	【サステナビリティ体制強化】 J-オイルミルズは、ESG（環境、社会、ガバナンス）を企業価値の評価指標としてとらえ、企業の長期戦略・成長投資と連動したESG経営、自社製品・ビジネスの強みを生かした社会・環境への価値提供を積極的に推進しています。 SDGsの課題解決に向け、事業を通じて当社が優先的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定、2020年新たに、経営会議への助言・報告を行う機関として「サステナビリティ委員会」を設置し、人権や環境に配慮した持続可能な原料や製品開発、社会課題の解決に向けた製品戦略のため、社内横断的な取り組みを推進していきます。 【自社技術を通じた環境・社会への価値提供】 原料・資材について、2018年にISO20400(持続可能な調達ガイドライン)に準じて「CSR調達ガイドライン」を改訂。さらに、2020年「パーム油調達方針」を策定し、自社製品の原料に関して人権や環境保護の観点から持続可能な調達を進めていきます。 独自技術により業務用調理油の加熱による劣化を抑えた主力製品「長調得徳」では、揚げ物など調理油の長もち効果により、原料調達から輸送、保管、生産工程、商品出荷までのサプライチェーン全体での原料使用量とCO2発生量、廃油など、汎用油との比較において約3割削減を実現（2018年当社販売量から試算）。油交換時間や廃油の回収時間の削減、それに伴う人手不足の解消のほか、女性や高齢者でも簡単に油を交換できるバッグインボックス型容器の導入等により、職場環境や労働環境の改善にも寄与し、外食・中食から高い評価を得ています。 家庭用油脂の主力商品について、一部商品のキャップシールに生分解性プラスチックを採用。2018年度に発売した「から揚げの日の油」は保存性を高めた蒸着バリア技術を使ったパウチ容器により大幅にプラスチック使用量を削減したほか、サトウキビ由来の植物性プラスチック（バイオマス）の採用により、エコマークを取得。同パッケージは、高齢者を含むユーザーの使い勝手や新鮮さキープのパッケージとして、日本パッケージングコンテストで「アクセシブル包装賞」も受賞しました。 新型コロナウイルス（COVID-19）においても、生活に欠かせない商品を安心かつ安定的に供給するとの使命のもと、自社製品を通じた課題解決を積極的に提案。外食自粛により需要が増加した家庭での食事を充実したものにするため、家庭で簡単にプロの味を実現する調味油の提案や、中食の需要増に対応するため、独自技術による食感やフレーバーの維持による長時間「できたてのおいしさ」を追求する商品提案を積極的に展開しています。また、ECサイトを立ち上げるなど、消費者の商品購入の選択肢を広げています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「J-オイルミルズ行動規範」において、情報開示に関する基本的な考え方を定めるとともに、会社法、金融証券取引法、株式会社東京証券取引所の定める規則、その他会社情報の開示に関する法令・規則等を遵守し、これらに従い適時的確に情報を開示すること等を盛り込んだ、「株式会社J-オイルミルズ ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社のウェブサイトに掲載しています。 https://www.j-oil.com/ir/disclosurepolicy.html
その他	【ダイバーシティ＆インクルージョン】 環境・社会軸と並ぶマテリアリティの需要課題として、J-オイルミルズは従業員を重要なステークホルダーと位置付け、ダイバーシティの推進や健康経営などを推進しています。多様な価値観や考え方を持った人財が能力を最大限に発揮できる組織作りとイノベーションの創出を目指し、一般職・管理職共にキャリアディベロップメントプラン（CDP）制度を導入。また女性活躍の推進のため、2018年に女性活躍推進「カシオペアWプロジェクト」を発足させ、女性の社内ネットワークの構築とキャリアサポート制度を推進しています。2019年9月、厚生労働大臣による女性活躍推進の認定マーク「えるぼし」を取得しました。あわせて障がい者の雇用にも積極的に取り組んでいます。 【健康経営の推進】 従業員が心身共に健康に働き続けられることが成長の原動力という認識のもと、ストレスチェックや継続的なモニタリング、健康保険組合と連携した健康キャンペーンなどの活動を推進しています。さらに社員意識調査を実施し、その結果をもとに役員研修の実施、部門単位の課題を討議する機会を通じ、部署別スコアの共有による課題解決に向けた活動の分析と実施を推進しています。 J-オイルミルズのサステナビリティ、ESG経営については以下のレポートをご覧ください。 https://ir.j-oil.com/csr/Top.html

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「Joy for Life ～生きるをおいしく、うれしくしたい。～」をはじめとする企業理念の実践により、企業価値の向上を図り、企業としての社会的責任を果たすため、当社グループの業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)の整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 社会の信頼を得ることを目的とした「企業倫理規程」を制定し、また、当社の取締役、従業員等が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」を制定して、当社の企業倫理を確立します。
 - (2) 社長の指名する取締役を委員長とし、各部門の責任者および組合代表者が参加する経営リスク委員会を設置して、コンプライアンス活動を統括します。
 - (3) ESG経営を重視して、ESG意識の涵養、教育・啓発を目的としたコーポレートコミュニケーション部を設置し、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定常的に行います。
 - (4) 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために、報告相談窓口として内部通報制度(ヘルプライン)についても規定し、取締役、従業員等がコンプライアンスに背く行為が行われ、また行われようとしていることに気付いた場合には、経営リスク委員会に通報しなければならないと定めています。会社は通報者が不利益を被らないよう保護規定を設けています。
 - (5) さらに、独占禁止法遵守にあたっては、特にそのガイドラインを策定し、取締役、従業員等を問わず、その周知徹底を図ります。
 - (6) 財務報告の信頼性を確保するために、財務部および監査部は、財務報告に係る全社的な内部統制の有効性評価を実施し、必要な是正を対象部門に指示します。
 - (7) これらの継続的な周知・教育活動として、当社グループの各部門において必要な研修を定期的に実施します。
 - (8) これら内部統制システムに関連する各部門での活動を円滑に進めさせることを目的とした総務・ガバナンス推進部を設置し、内部統制に関連する活動が、当社グループ全体として、横断的かつ有効に機能するよう方向付けるとともに、業務活動の質の向上を図ります。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る決議・裁決・報告の内容は、「取締役会規則」、「文書管理規程」、「情報取扱規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備します。
 - (A) 株主総会議事録と関連資料
 - (B) 取締役会議事録と関連資料
 - (C) 社長が招集する経営会議議事録と関連資料
 - (D) 取締役が主催する重要な会議の議事の経過の記録と指示事項と関連資料
 - (E) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、社長を委員長とする経営リスク委員会の指揮監督の下、各本部が重点対応リスクを抽出したうえ具体的な対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に報告することにより、当社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、「経営リスク委員会規程」に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
 - (2) また、特に反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとします。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、「取締役会規則」に基づき原則月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款で定められた事項および経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関とします。
 - (2) 全ての常勤取締役および社長の指名する者が出席する経営会議を原則毎月3回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行います。
 - (3) 組織、職制、指揮命令系統、業務分掌等を定めた「業務執行規程」、「業務分課分掌規程」等に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図ります。
 - (4) 経営方針を踏まえた経営計画を定め、当社が達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく全社および各本部、各部門等の年度計画を策定し、業績管理を実施します。
5. 次に掲げる体制その他のJ-オイルミルズグループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (A) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
グループ会社の経営に関しては、その独自性や自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社の経営会議において協議することとします。
 - (B) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の経営リスク委員会の指揮監督の下、各グループ会社が各社の重点対応リスクを抽出したうえ具体的な対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に親会社に報告することにより、グループ会社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、「経営リスク委員会規程」に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
 - (C) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 業務の適正と効率性を確保するために、「関係会社運営規程」で指定した当社の規程類を、グループ会社にも適用します。
 - (2) グループ会社の経営計画および年度計画の審議や、月次ベースでの連結業績の迅速・正確な把握を通じて、グループ会社の事業活動の健全性および効率性を確保します。
 - (D) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は「関係会社運営規程」に定めるところにより、「J-オイルミルズ行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」、監視するための経営リスク委員会等を国内外のグループ会社にも一様に適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保します。
 - (2) 監査役は、必要に応じて、グループ会社の稟議書およびその他の重要事項を閲覧または謄写できます。
 - (3) 監査部によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の遵法性・妥当性等を監査します。

6. 監査役監査の実効性を確保するための体制

(A) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、2名の専任者を配置します。監査役の職務を補助する従業員(以下「監査役室スタッフ」といいます - 兼務者を含む)は監査役の指揮命令下で職務を遂行します。
- (2) 監査役室スタッフの評価は常勤監査役が行い、人事異動および賞罰については、監査役会の同意を得るものとする。取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保します。

(B) 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および従業員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- (2) 監査役が、取締役会のほか重要な会議への出席や関係書類の閲覧を行うことのできる体制を整備します。また、取締役および従業員等は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果に関し、監査役に必要な事項または監査役が要請した事項を適宜報告します。この重要事項には、コンプライアンスおよびリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。
- (3) グループ会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- (4) 当社監査役とグループ会社監査役は、適宜情報交換を実施します。
- (5) 公益通報に関する情報は、総務・ガバナンス推進部より監査役に報告することとします。
- (6) (1)(2)(3)の報告をした者に対しては、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをしないことを確保するための体制を整備します。

(C) 監査費用の処理に係る方針

監査役の職務の執行に必要な費用を負担します。当該費用には、往査に必要な費用のほか、監査意見を形成するために独自の外部専門家(法律・会計・税務等)を活用する場合の費用を含みます。また、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を処理します。

(D) その他監査役監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監査役会の要請がある場合には、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
- (2) 監査役は、必要に応じて、当社および当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ出席することができます。また、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、ならびに、各事業所や関係会社への往査を実施することができます。
- (3) 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役および重要な従業員等から個別に職務執行状況を聴取することができます。
- (4) 監査部は、監査役会に対し、定期的に内部監査の状況を報告するとともに意見交換を行い、監査役からの要請がある場合には、監査役の監査に協力します。
- (5) 監査役会は、代表取締役、社外取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備に関する基本方針において、「反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとします。」と定めております。

また、「J-オイルミルズ行動規範」においても、「私たちは、反社会的な勢力や不当な圧力に対しては、屈することなく毅然とした態度で臨みます。」と定めております。

これらを受けて、万一不当要求があれば、総務・ガバナンス推進部を中心に、警察等の関係行政機関、暴力追放運動団体、顧問弁護士等と連携して対処する体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社で導入していた買収防衛策に関しては、2020年3月期に関する定時株主総会終結の時をもって継続しない(廃止する)ことといたしました。

当社は、引き続き、当社の成長に資する経営計画を策定し、これを着実に実行するとともに、これまでも積極的に取り組んでまいりましたコーポレート・ガバナンスの強化に努めていくことなどを通じ、企業価値および株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

また、当社株式の大量買付を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

当社の適時開示体制の概要およびコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、別紙のとおりであります。

代表者（社長執行役員）

情報取扱責任者

適時情報開示担当者
広報、IR

有価証券報告書等担当者
財務

情報共有

当社各部門／グループ会社各部門

【 コーポレート・ガバナンス体制図 】

